

公立大学法人横浜市立大学交流協定大学等への学生派遣実施要綱

制 定 平成 26 年 6 月 24 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学学生海外派遣補助金の支給にかかる規程（以下「規程」という。）に定める学生海外派遣プログラムの実施について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 参加学生 本学の学生を海外に派遣するプログラムに参加する学生をいう。
- (2) 補助金受給学生 本学の学生を海外に派遣するプログラムに参加し、かつ補助金の受給が決定された学生をいう。

2 この要綱を適用するプログラムは、規程別表のうち、グローバル推進室が所管するものとする。

(参加の条件)

第3条 参加学生は、海外研修・留学に適切な健康状態にあり、派遣先の大学等での教育を受けるに十分な能力と適性を有する者とする。

2 参加学生は、大学が指定する条件を満たした海外旅行傷害保険に加入しなければならない。

3 参加学生は、大学の指定する事前研修に参加しなければならない。

(参加の期間及び身分)

第4条 派遣期間は原則1年以内とし、学則の定めに基づき、この間は休学としない。

2 学長は、参加学生の申出により、身分異動を伴う長期プログラムでは1か月まで、派遣期間の前後の滞在期間延長について、許可することができる。

(応募)

第5条 学生海外派遣プログラムに応募することができる学生は、本学の在学生とする。

(参加学生の決定)

第6条 理事長は、別に定める規程により設置されるグローバル教育推進委員会からの推薦に基づき、参加学生及び補助金受給学生を決定する。

2 理事長は、補助金受給学生に、補助金交付決定通知書（様式1）（以下「決定通知書」という。）を交付し、規程に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

(誓約書の提出と請求)

第7条 参加学生は、誓約書（様式2）を理事長に提出しなければならない。

2 補助金受給学生は、前項の書類に加え補助金請求書（様式3）を理事長に提出しなければならない。

(報告)

第8条 参加学生は、帰国後、決定通知書に指定された期限までに、次の書類を理事

長に提出しなければならない。

- (1) 報告書
- (2) 留学先の大学等が発行した成績証明書

2 换金受給学生は、前項に加え参加に必要な諸経費の支払いを証する書類（往復航空券代、授業料、寮費等）を理事長に提出しなければならない。

3 参加学生は、海外研修や留学の成果について報告義務を果たさなければならない。
(補助金の返還)

第 9 条 理事長は、次の各号に該当した学生に対して、補助金給付取消通知書（様式 4）により通知し補助金の給付をしない又は取り消すこととする。

- (1) 様式 2 における誓約事項に反したと認められる場合
- (2) 決定通知書で定められた目的で渡航しなかった場合
- (3) 諸経費が、補助金額を下回った場合
- (4) 帰国後、精算のための書類提出や報告義務を怠った場合
- (5) 派遣決定から帰国までの期間において本学又は留学先で学則による懲戒処分を受けた場合
- (6) 全各号に定めるもののほか、理事長が適当でないと認めた場合

第 10 条 前条により補助金の給付取消を受けた者は、給付された奨学金の一部又は全額を返還しなければならない。

(単位認定)

第 11 条 学長は、参加学生が交流協定締結校等において修得した単位について、当該参加学生が所属する学部又は研究科で教育上有益と認めるときは、学則の定めに基づき、本学の単位として認定することができる。

(事務処理)

第 12 条 交流協定校との学生派遣に関する事務は、グローバル推進室で処理する。

(実施の細目)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、交流協定校への学生派遣に関する必要な事項は、グローバル教育推進委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。